

みなさんの暮らしを守ります！



# こちら消防 119

**消防自動車等のスムーズな  
緊急走行のためご理解とご協力を！**

道路を走行中にサイレンを鳴らし、赤色の警光灯を点灯した消防自動車等が近づいたら進路を譲ってください。消防自動車等の緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送等、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。そのため、道路交通法で道路の右側部分に車体の全部または一部をはみ出して通行することや、赤信号の交差点に進入



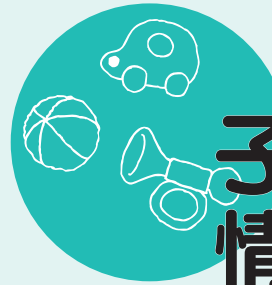
できることなどの特例が認められています。緊急自動車がより安全に通行するためには、みなさんの協力が必要不可欠です。

## 自動車やバイクの運転中に 緊急自動車が近づいてきたら？



- ◎ 周囲の状況に応じて、道路の左側に寄って停車する
- ◎ 交差点付近では、交差点内を避け、道路の左側に寄って停車する
- ◎ 狭い道路では、緊急自動車の通行に支障のないよう配慮する
- ◎ 緊急自動車の後ろに付いて走行しない。道路交通法に従って走行する

宇部・山陽小野田消防局警防課 (☎ 21-6113)



# 子育て 情報ナビ

## 児童手当

中学校終了前までの児童を養育している人に手当を支給します。ただし、所得制限があります。



### ●支給月額(一人あたり)

3歳未満 15,000円

※ 3歳以降は、金額が変わります。また、所得制限を超えた場合は、児童の年齢に関係なく5,000円となります。

●申請に必要なもの 印判、申請者の健康保険証、申請者名義の通帳、所得課税証明書(平成27年1月2日以降の転入者のみ)

●申請場所 こども福祉課、仮設山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所

## 子ども医療費助成

小学1年生から3年生までの児童の医療費の一部を助成します。ただし、所得制限があります。



### ●助成内容

保険適用医療費(通院・入院・調剤)の1割  
※ 自己負担額が実質3割から2割に軽減されます。

●申請に必要なもの 印判、児童の健康保険証、所得課税証明書(平成27年1月2日以降の転入者のみ)

●申請場所 こども福祉課、仮設山陽総合事務所、埴生支所

手当・助成制度をお知らせします

こども福祉課 (☎ 82-1175)



【問い合わせ先】

環境衛生センター ☎ 83-3651

## ■雑紙の分別②

雑紙の保管には、紙袋を立て置き、その中に雑紙を入れて、そのまま古紙類の回収に出すのがお勧めです。

シュレッダーごみに、レシートや圧着はがきなどのリサイクルできないものが含まれているときは、指定ごみ袋に入れて「燃やせるごみ」の日に出してください。雑紙だけの場合は、透明または半透明のビニール袋に入れ、「雑誌・本・雑紙」として出してください。アイスクリームの容器やガムの外装などでも、紙製容器包装識別マークがあれば雑紙です。



資源ごみ売却収入

11月分

4,339,240円

平成27年度累計

37,394,732円

指定ごみ袋手数料収入

1,284,366円

11,662,195円